

令和6年8月30日現在

# 令和6年8月8日地震又は令和6年台風10号の被害に対する 宮崎県中小企業融資制度のご案内

## 災害対策貸付（ 災害対策 ）

令和6年8月8日地震又は令和6年台風10号が該当

融資対象者	県内における同一事業歴が6か月以上の中小企業者等であって、 <b>令和6年8月8日地震</b> 又は <b>令和6年台風10号</b> により重大な損害を受け、又は同地震等を原因とする休業、操業短縮、交通途絶等に伴う売上高の大幅な減少等の間接的な損害を受けたものであること。
資金使途	災害の復旧のために要する設備資金及び運転資金
融資限度額	運転資金 3,000万円（組合は8,000万円） 設備資金 5,000万円（組合は8,000万円）
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置12月以内） 設備資金 10年以内（うち据置18月以内）
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	年0.40%～年1.50%
必要書類	市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書等

## 災害対策貸付（ 災害対策( 特例 ) ）

令和6年台風10号のみ該当

融資対象者	県内における同一事業歴が6か月以上の中小企業者等であって、 <b>災害救助法に係る災害</b> により重大な損害を受け、又は同災害を原因とする休業、操業短縮、交通途絶等に伴う売上高の大幅な減少等の間接的な損害を受けたものであること。
資金使途	<b>災害救助法に係る災害</b> の復旧のために要する設備資金及び運転資金
融資限度額	運転資金 3,000万円（組合は8,000万円） 設備資金 5,000万円（組合は8,000万円）
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置12月以内） 設備資金 10年以内（うち据置18月以内）
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	年0.20%～年0.75%
必要書類	市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書等

問い合わせ先：宮崎県 商工政策課 経営金融支援室（電話：0985-26-7097）

## セーフティネット・危機関連貸付（4号:突発的災害(自然災害等)）

令和6年台風10号のみ該当

融資対象者	宮崎県における指定地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、セーフティネット保証制度4号の認定を受けた者であること。 【 セーフティネット保証4号要件 】 ① 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。 ② 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
資金用途	事業の継続に必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	運転資金 3,000万円（組合は8,000万円） 設備資金 5,000万円（組合は8,000万円）
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置12月以内） 設備資金 10年以内（うち据置18月以内）
融資利率	年0.80%～年1.30%
保証料率	年0.35% ※災害救助法が適用され、かつ、市町村から罹災証明書又は被災証明書等を発行された場合の保証料率は年0.175%となる。
必要書類	市町村が発行するセーフティネット保証4号認定書

問い合わせ先：宮崎県 商工政策課 経営金融支援室（電話：0985-26-7097）